

# 産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案の構成

## 産廃処理産業を営む者の9つの責務

- ① 産業資源の循環的な利用及び処分
- ② 地球温暖化対策等の環境負荷低減
- ③ 安全及び健康の確保
- ④ 情報の公開
- ⑤ 人材の育成
- ⑥ 海外技術協力
- ⑦ 技術開発の推進
- ⑧ 地域社会の健全な発展への貢献
- ⑨ 災害廃棄物処理への協力



協力

## 環境大臣による「産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針」の策定

- ① 振興の意義及び基本的な事項
- ② 産廃処理産業を営む事業者に期待される事項
- ③ 国が講ずべき措置
- ④ 地方公共団体が講ずべき措置
- ⑤ 産廃処理事業者団体等に期待される事項
- ⑥ その他

## 国及び地方公共団体の施策

- ① 人材の育成（研修の実施、資格制度の創設）
- ② 優良な事業者による事業の促進（負担軽減、協同事業）
- ③ 循環法制運用に当たっての環境負荷低減等のための配慮（低環境負荷施設の設置）
- ④ 再生品の利用の促進（品質基準と利用基準の設定）
- ⑤ 最終処分場の確保
- ⑥ 地球温暖化対策の支援
- ⑦ 海外展開の支援
- ⑧ 開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進
- ⑨ 研究開発の推進等
- ⑩ 普及啓発（国民の理解の促進）
- ⑪ 援助（情報の提供、財政上等の措置）



支援

協力



## 産業廃棄物処理産業団体

全国を単位とする事業者団体を想定。「産廃処理産業を営む者の9つの責務」の①～⑨の全ての事項について、産廃処理業者の取組に資する事業を全国規模で展開。



支援



協力



支援

## 事業者の協力等

- ① 情報の提供、適切な費用負担
- ② 再生品の使用努力